

令和 2 年 4 月 30 日

市政記者各位

福岡市農林水産局水産部漁港課

福岡市内漁港区域における釣り等のレジャー禁止について

福岡市内の漁港区域におきましては、感染拡大を防ぐため、特にゴールデンウィーク期間中において潮干狩りや釣り等のレジャーについては、まん延防止の観点から絶対避けていただくようお願いしております。

しかし、未だ、漁港内に立ち入り釣り等をするレジャー客が絶えない状況にあり、今後更なるレジャー客の増加も見込まれることから、福岡市漁港管理条例に基づき、4月30日から当面の間、市内漁港区域（波止場等）での釣り等のレジャーを禁止するとともに、関係者以外の立ち入りを制限することといたしましたのでお知らせいたします。

周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

対象とする漁港一覧

- 博多漁港（中央区長浜，港）
- 弘漁港（東区大字弘）
- 志賀島漁港（東区大字志賀島）
- 奈多漁港（東区大字奈多）
- 浜崎今津漁港（西区今津）
- 唐泊漁港（西区大字宮浦）
- 西浦漁港（西区大字西浦）
- 玄界漁港（西区大字玄界島）

【問い合わせ先】

農林水産局水産部漁港課
漁港課長 古賀

TEL 092-711-4372（内 2690）